

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社 学研データサービス
所 在 地	東京都品川区西五反田8-1-13
評価実施期間	平成 29年 4月 26日 ~ 平成 29年 10月 4日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	グローバルキッズ鎌ヶ谷園 グローバルキッズガマガヤエン		
所 在 地	〒 273-0101 千葉県鎌ヶ谷市富岡1-1-1ショッピングプラザ鎌ヶ谷別棟		
交通手段	新京成線 初富駅 徒歩約3分		
電 話	047-446-8833	FAX	047-404-6676
ホームページ	http://www.gkids.co.jp/		
経 営 法 人	株式会社グローバルキッズ		
開設年月日	平成 27年 4月 1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県鎌ヶ谷市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	9	14	16	17	17	17	90		
敷地面積	1.263.87㎡			保育面積			62.082㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科検診 歯科検診 発育測定 尿検査 発達相談巡回								
食事	給食 アレルギー除去食 離乳食								
利用時間	午前7:00分~19:00								
休 日	日曜 祝日 年末年始(12月29日~1月3日)								
地域との交流	近隣商業施設の行事参加								
保護者会活動	特になし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	18	2	20	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	清掃
	17	1	2	1
	保健師	調理師	その他専門職員	
		1		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	鎌ヶ谷市 健康福祉部 幼児保育課	
申請窓口開設時間	8:30 ~ 17:15	
申請時注意事項	保育園等利用申込みのご案内 10注意事項 参考	
サービス決定までの時間	毎月利用調整会議により可否が決定される	
入所相談	鎌ヶ谷市 健康福祉部 幼児保育課	
利用料金	保育料のみ	
食事料金	給食は保育料に含む	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>豊かに「生きる力」を育てる。の保育理念のもと、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」を育成し「自ら律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」を培い、「たくましく生きるための健康や体力などの資質や能力」を育てていくことを目標としています。</p>
<p>特 徴</p>	<p>保育者も環境の一つと考え、常に子どもたちに優しく接し大切に 見守られていることを感じられる保育を目標に考えています。家庭的な保育、楽しい雰囲気の中で子どものやる気を大切に、自信へと導きたいと思っています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お散歩を通して季節の移り変わりを五感で感じ、好奇心を引き出します。保育園の周りには「貝がら山公園」をはじめ大小多数の公園があります。 ・毎月「今月の歌」を決めて全学年と一緒に楽しく歌っています。手足を使ってリズムを楽しむ曲もあるので体全体で感じることや、歌詞を通し季節を感じることが出来ます。 ・外部講師による体操教室を3歳～取り入れています。 ・完全給食制で温かいものを温かいうちにおやつも全て手作りで す。行事食は子ども達からも大変好評でアレルギー対応も行っています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

○子ども一人ひとりの個性を大切にされた保育の実現のため、職種間での協力体制による「チーム保育」を実践しています

園長は、「保育課程を理解し職員全員が同じ目線にむかい特色をつくっていけるよう職員会議や園内研修をおこなっていき、保育の質を向上させます」とし、特に「遊び」と「表現」を日々探求し子どもの生きる力をはぐくむ環境づくりに努めています。また、保育の特徴として、「一人ひとりの個性を大切に、子どもを中心とした保育を行うために、保育士、栄養士から事務員まで、様々な専門家が1つのチームとして取り組み、『チーム保育』を実践しています」とし、重要事項説明書にも明記し保護者に周知しています。当園の今年度の「最重要事項」にも全職員のスキルアップ向上を目ざすことを明記して、外部や本社主催の研修、園内研修を充実させて職員に受講してもらい、研修受講後は報告し共有することに力を入れています。そのために、毎月、リーダー会議では課題、提案について確認し、全職員による職員会議ではクラスの子どもの状況や行事、より良い環境づくりなど、さまざまな情報を共有し、保育に生かしていく体制を整えています。全職員が全園児の顔を把握し、職員同士の「伝達ノート」により、保護者への声かけなどいねいに対応できるように取り組んでいます。これらの活動が「豊かに『生きる力』を育てる」の保育理念の実現につながっています。

○子どもの健康維持のために看護師としての専門性を積極的に発揮し、保護者との信頼関係の構築に努めています

看護師は、0歳児の健康管理のほか、登園時の子どもたちの様子を観察したり、日中、夕方と各クラスを巡回し、全園児の健康観察を行い健康維持に努めています。常に保育士と連携し、日中の健康状態を把握し保健日誌に記録しています。また、「保健年間計画」を作成し、2か月ごとに目標、行事予定、観察、留意点、保護者指導、期の反省・評価を行い、充実した内容になっています。また、保健の計画に基づき、日々子どもたちが健康に過ごせるように、年齢に応じて、手洗い、うがい、歯みがき、排泄指導、プール指導（水遊び）、体の仕組みについてなどの健康教育を行い、3～5歳児が実施する歯みがきでは正しい磨き方を指導しています。保護者には、健康管理に関する情報などをわかりやすく掲示し、感染症が発生した際には発生状況と特徴などを迅速に発信して注意喚起を促し、拡大防止に努めています。また、毎月「ほけんだより」を発行し、子どもの健康状況や流行性の疾患など、健康に関するさまざまな情報をタイムリーに発信しています。職員には嘔吐物や便の処理について正しい知識と方法を周知し、食物アレルギーのある子どもや特別な配慮が必要な子どもの対応、虐待防止などにかかわり、保護者の相談にも親身になって対応するなど、看護師としての専門性を積極的に発揮し安心感につなげています。

○園の求める人材像が明確に示され、評価と連動して職員育成につながっています

職員の守るべき基本的な行動指針をクレド（私たちの信条）として定めています。全職員が持っている保育基本マニュアルに「保育マインド」「保育の姿勢」「保育の配慮」の項目を設け、職員としてとるべき行動を明確にしています。これら園の求める人材像に照らしてキャリアパス制度を導入し、これにより園の求める人材像とその能力を階層別に示しています。階層ごとに求められる職務評価は、人事考課制度と連動し、職員が段階的に能力を高めていくことのできる仕組みとなっています。

さらに取り組みが望まれるところ

●事業計画を園の状況を踏まえたうえで策定し、園の向上につながる仕組みができることを期待します

事業計画の中で、年度ごとの運営体制や取り組むべき事業や課題、重要事項などを明確にしています。しかし、それに対する事業報告書は事業計画に沿ったものではなく、また振り返りもこの中では行われていません。設定した事業計画に対し、どのように事業が進んだのか、また課題として残ったことは何だったのかを明確にし、園の向上に継続してつなげていける仕組みができることを期待します。また地域に向けた子育て家庭への支援や立地環境を活用した取り組みなど、園の機能を生かした地域支援を計画に盛り込み、進められてはいかがでしょうか。

●保護者とのコミュニケーションを大事に捉えていることから、保護者の要望に対し園の考えを伝えるとともに、改善に向けて検討されることを期待します

当園では、保護者とのコミュニケーションを大事に捉え、職員はコミュニケーションスキルの研修で学ぶなど、保護者との信頼関係の構築に努めています。特に登降園時には日常的に家庭での生活と園での様子を連絡帳やクラスノートなどで情報交換し、保護者の安心感につなげています。職員同士の引き継ぎは「伝達ノート」や「健康観察記録」を通して保護者に伝えています。また、保護者会、保育参観、運営委員会、個人面談などを行い、園の情報は、毎月の「えんだより」や「給食だより」「ほけんだより」などで知らせています。園長は、保護者の要望に応じ、保護者参観の期間を1週間から2週間に延ばすなど、改善に努めています。しかし今回の利用者調査では、「保護者が参加できる場を、もう少し増やしてほしい」「保育参観のときでも試食会を開いてほしい」という意見が複数寄せられていることから、一つひとつ検討され園の考えを保護者に伝えることをお勧めします。また、開園3年目ということもあり、改善できることから計画的に実施されることを期待します。

●苦情解決の仕組みや保育に関する相談方法について、保護者に周知徹底されることを期待します

苦情解決の仕組みについて重要事項説明書に明記し、入園時の説明会の際に保護者の理解を得て、同意書を提出してもらっています。玄関にも「保育内容に関する苦情・相談窓口」として、苦情・相談窓口、受付担当者、解決責任者、第三者委員の名前(2名)、受付方法を記載した制度の説明書が掲示されています。今後は、苦情解決制度について、パンフレットへの掲載の方法や園便り、保護者会で説明するなど周知の方法を工夫し、保護者に周知徹底されることを期待します。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

第三者評価を受審することで、一人一人の職員が自己評価し、疑問などがあつた所は、確認することで、評価基準を再度見直すことが出来、職員の保育の質の向上にもつながったと思います。

今後も、鎌ヶ谷園の長所、短所を、よく分析し、改善に取り組むことで、保育園の理念に沿った保育園づくりを目指していきたいと思っています。

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

	評価項目	標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>企業理念である「子どもたちの未来のために」、そして保育理念「豊かに『生きる力』を育てる」、また保育目標を「元気でたくましい子ども、自分で考える子ども、思いやりのある子ども、明るくのびのびとした子ども」と明確にしています。これら園の保育のもととなる考えは事業計画や保育課程のはじめに掲載されています。また園のパンフレットやホームページにも載せることで、だれもが園の考えを知ることができます。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>すべての職員に配付されている「保育基本マニュアル」には、園の基本となる考えが書かれています。職員は入職時にこのマニュアルをもとにして、園の理念や方針、目標について学び、それに向かって保育にあたることのできるしくみがあります。理念や方針は玄関や休憩室に掲示されており、いつでも目に入るような環境があります。職員会議の前にはクレド(私たちの信条)を唱和することで、園の考えに従い、職員としてとるべき行動や考え方に常に立ち返ることができるよう取り組んでいます。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園を検討している方が園の見学に来園したときには、保育の特徴を交え園の基本となる考えとして理念や方針について説明しています。入園が決まった後に行われる入園説明会では、園のしおりに沿ってさらに詳しく園の考えについて説明する時間を設けています。入園後には、保護者会やクラス懇談会、保育参加といった保護者が来園する機会に、子どもたちや保育の様子を見てもらいながら伝えることで、よりいっそう理解が深まるよう努めています。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 <input type="checkbox"/> 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <p>年度ごとに事業計画を作成することで、その年の運営体制や取り組むべき事業や課題、重要事項などを明確にし、保育を進めています。しかし、それに対する事業報告書の内容は、事業計画に沿ったものではなく、主だった行事について何を行ったかの報告書にとどまり、それがどうであったのかの振り返りもこの中では行われていません。設定した事業計画に対し、どのように事業が進んだのか、また課題として残ったことは何だったのかを明確にし、継続してより良い運営につながることを期待します。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画は本部から示された項目について、系列園の園長が参加する施設長会議で事業環境や共通の課題について話し合ったうえで、園長が園の状況や課題を取り上げて作成しています。その内容について本部の確認を得たうえでリーダー会議と職員会議で説明し、職員に共有しています。職員会議に参加しない非常勤やパートの職員にも、会議録を閲覧することで内容についての周知に努めています。事業の経過途中、また実施後に計画に沿った事業評価を行い、それを本部も含めた職員との共有がなされるとさらに良いでしょう。</p>		

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長は定期的に園内を巡回し、保育が適切に行われているか、職員の言動に問題はないか確認し、必要に応じて助言しています。職員は年に2回、自己評価表を記入することで各項目について自らの保育を振り返り、それをもとに園長との面談を行います。職員はこの面談の中で、現状の評価やその段階ごとに求められる役割と課題を明確にしています。また園長は、保育に関する悩みや相談、希望などもここで話すことで職員の状況把握に努めています。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の守るべき基本的な行動指針を credo (私たちの信条) として定め、それを職員会議の中で唱和することで、全職員がこの内容に沿って行動できるよう取り組んでいます。全職員が持っている保育基本マニュアルに「保育マインド」「保育の姿勢」「保育の配慮」の項目を設け、入職者研修などの機会にその周知に努めています。系列園での事例などを職員会議で知らせることで、より具体的に理解が進むよう取り組んでいます。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人事考課・キャリアパス制度が導入されており、これにより園の求める人材像とその能力を明確にしています。職員はおののの経験などにより階層分けされ、その役割と権限が明確になっています。評価は、階層ごとに求められる能力が示された人事考課表に基づいて、まず自己評価を行い、年度末に園長と面談を実施し、評価が決定する仕組みです。面談時には評価のフィードバックを実施しています。さらに本部での2次評価を通して系列園の職員との比較などを通して公平に進められるようなしくみがあります。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>シフト表を作成するときには、職員一人ひとりから有給休暇の取得希望を聞き、十分な職員を確保しながら、職員の希望に沿った勤務体制がとれるよう配慮しています。育児休業や短縮勤務の制度もあり、子育てしながらでも勤務を続けられるよう配慮しています。職員の精神面への配慮として本部に相談窓口を設け、希望すればカウンセラーのケアを受けることもできます。行事の準備等は全職員で共有し、仕事を分担することでほとんど残業なく進めることができます。福利厚生制度として、年3回程度の親睦会の開催などがあります。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>本社主催で、離乳食の進め方やコミュニケーション、指導計画や保育記録の書き方についての研修が行われており、ほかにも保育団体の主催する研修に参加しています。職員は、本人の希望とキャリアパス階層を踏まえた園長の意向、また一人ひとりの経験やスキルを考慮して、どの研修に参加するかを決めています。年度の初めに研修計画を立てることで、無理なくどの職員も研修に出ることができる体制を作っています。研修で得た知識は、報告書と職員会議における口頭での報告で、全職員が共有できるよう努めています。</p>		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入職時に配付される「保育基本マニュアル」の「保育の姿勢」には、児童憲章や子どもの感情への配慮などが記載され、職員はこの立場に立って子どものプライバシー保護や羞恥心に配慮した支援を実施しています。職員の言動で不適切と感ぜられることがあれば園長が直接指導するとともに、職員会議で共有することで再発防止に努めています。虐待発見とその対応についても体制を整えていますので、定期的に全職員でこれらのしくみについて確認していけるとさらに良いでしょう。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>ホームページ上には個人情報保護に関する規定が明示されており、そこには個人情報の利用目的や開示請求方法が明記されています。職員には個人情報管理規定が定められており、個人情報の取り扱いに関して守るべき事項が網羅されています。パート職員や実習生、ボランティアにもその内容については口頭で周知していますが、徹底するためにも文書での周知、また規定の内容をはじめ、職員として守るべき事項、とるべき対応についてさらに理解が進むような取り組みが進むことを期待します。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>定期的に保護者へのアンケートを行うことで、保護者の意見や考え、要望の把握に努めています。出された意見はそのまま玄関に掲示し、園としての考え方や今後の対策などがある場合には、園長が付箋でコメントを添えています。また保護者からの代表を加えた運営委員会を組織し、そこでの意見や要望に園全体で取り組む体制があります。保護者とのコミュニケーションを大切にし、送迎時などでは担任だけでなく園長も出て、まめに声をかけるようにしています。年に1度は個人面談を行うなど、保護者が意見や要望を言える機会を設けています。しかし、今回の利用者調査では、お迎えの時に子どもの様子をもっと聞きたいというような意見が複数あり、また「忙しそうで相談しづらい」とのコメントもありました。利用者の意見を把握していくためのしくみを今一度見直し、保護者の意見のよりいっそうの把握に取り組まれてはいかがでしょうか。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決制度について重要事項説明書に掲載し、その理解について同意を得るとともに、入園説明会でもこの仕組みについて説明することで保護者への周知を図っています。玄関にも苦情受付担当者、解決責任者、第三者委員の名前が入った制度の説明が掲示されています。送迎時に保護者からの相談を担当が受けることも多く、その内容によっては即答するのではなく職員間で共有し、原因とその後の経過を明らかにしたうえで保護者に説明することで、納得が得られるよう努めています。今回の利用者調査では、苦情解決制度への理解が十分に浸透しているとは言えない結果が見られましたので、今後は苦情解決制度についての周知がさらに進むよう取り組まれてはいかがでしょうか。</p>		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>今年度の最重要事項に「職員の保育スキル向上を旨とし、外部研修・本社主催研修・園内研修等を充実すると共に、お互いの向上の為、必ず報告し共有に努めます」と掲げ、職員の自己評価や研修受講などに計画的に取り組んでいます。自己評価については、「目標設定シート」を活用し、園長は職員と面談を年3回実施し、新たな課題を発見するなど、設定目標の実現に向けて助言しています。また、職員の研修受講について、受講を希望する研修などを把握し、職員別計画書を作成し計画的に実施しています。研修受講後、各研修報告書を園内研修や職員会議で共有し、「社会人として成長し、保育士としての専門性を高めていく」という目的の達成につなげています。また、職種間での連携による、「チーム保育」を実施し、保育の質の向上に努めています。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>当園の提供する保育の標準的実施方法については、本社本部が作成する「保育基本マニュアル」や年齢別「事故防止チェック表」など安全についてのチェック表が整備され、業務の基本や手順などが明確になっています。「保育基本マニュアル」については、入社時、本部から全職員に配付され、その内容は、第1章～第4章に分類し「保育の指針」「保育マインド・姿勢」「保育の実践」「職務心得・身だしなみ・コミュニケーション・文章連絡」、資料として「歳児別デイリープログラム」「幼児カリキュラム」など多岐にわたり充実した内容になっています。さらに危機管理、安全衛生管理、給食関係、食物アレルギー対応、保健衛生などのマニュアルのほか、チェックリストとして、散歩、午睡、調理の衛生、自主点検表などがあり徹底しています。これらのマニュアルやチェック表については、4月の職員会議で内容を確認して見直しを行っています。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所利用の問い合わせや見学については、行政の担当課に公私立保育園が記載されている「保育園等利用申し込みのご案内」の冊子を整備し、市や本社のホームページなどでも確認できるよう情報提供しています。園の見学については、直接電話で受け付け、見学希望者には、日時や目的に応じて個別に園長が柔軟に対応しています。また、園のパンフレットや行事予定表を配付し、保育理念、保育の特徴、園生活のご案内、入園に関するQ&Aなど、わかりやすく説明しながら案内をしています。また、園の行事へのお誘いや子育て相談にも応じ、園を知ってもらう良い機会になっています。当園は園庭がないため、見学者から「園庭がないための対応について」の質問に、近隣の公園への散歩などについて、ていねいに説明し安心感につなげています。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園説明会では、「ご利用案内」や「重要事項説明書」などに基づき、園長や看護師、栄養士、保育士が個別面談を行っています。入園前の子どもに関する状況は、「児童票」(0歳児・1歳以上の入園用)などで確認しています。また、入園時、健康診断、健康問診票(0歳児)、入園までの生活状況など保育関連の書類や成長記録に記載し、保護者の意向などを把握しています。「重要事項説明書」については、企業理念、保育理念、保育目標、保育方針や施設の概要、職員人数および職員体制、保育の特徴、園での過ごし方、保育所と保護者の連携について、保育内容に関する相談・苦情、緊急時の対応、延長保育などでいねいに説明し、入園の際に必要な内容がわかりやすく記載されています。重要事項説明書にある説明内容の項目ごとにチェック欄を設け確認し、保護者が納得したうえで「同意書」を提出してもらい、「保育中の怪我・病気について」「個人情報保護に伴う内容について」も確認し、「承諾書」を提出してもらっています。入園説明会や面談で得た保護者の意向や子どもに関する情報については、職員会議を通して全職員が共有し、入園開始時の保育に生かしています。</p>		

19	<p>保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育課程は、本社の保育の考え方「子どもの未来のために豊かに生きる力を育てる」に基づき、保育理念、保育方針、保育目標、発達との関連性・保育課程作成にあたっての留意点、保育マインド(子どもを中心にした保育、チーム保育など)、施設運営方針などをふまえ適切に編成されています。特に「発達との関連性・保育課程作成にあたっての留意点」や「保育マインド」「施設運営方針(保育所の社会的責任)」など、職員が指導計画を作成するにあたり、各領域を考慮しやすいよう充実した内容になっています。また、年齢ごとの発達過程、年齢別ねらい、養護、教育、保育者の配慮・援助、保護者との連携、食育、健康支援、保護者・地域等への支援、小学校との連携、地域の姿など地域の状況を考慮し、実態に即した内容になっています。これらの内容を全職員で共通理解し、職員の質向上に生かしています。</p>		
20	<p>保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>指導計画は保育課程に基づき、子どもの発達過程を見通し、保育士とのかかわり・援助などを考慮した内容になっています。年齢別年間指導計画のほか、月案、週案の立案については、子どもの発達や心身の状況を考慮しながら作成し、日々の活動は保育日誌に記録しています。これらを連絡帳(0～2歳児)、個人ノートやクラスノート(3歳児以上)を通して保護者に伝えることにより、親子の会話が増えることを園は大切に考えています。また、毎月のクラス目標は「えんだより」に記載し、「給食だより」や「ほけんだより」などで、保護者との共通理解に努めています。そのほか、年間保健計画や年間食育計画、年間行事計画を立案し、園長の責任のもとに、職員の共通理解に立って作成しています。園独自の活動として、市の図書館で「絵本の読み聞かせ」に参加し、今年から外部講師による「体操教室」を実施するなど、特徴ある指導も盛り込んでいます。立案した指導計画について、定期的実践の振り返りや自己評価を行い、改善に努めています。これらは、子どもの生活の継続性や季節の変化などにも配慮した内容になっています。</p>		
21	<p>子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>当園は、「保育課程を理解し職員全員が同じ目線にむかい特色をつくっていけるよう職員会議や園内研修をおこなっていき、保育の質を向上させます」とし、特に「遊び」と「表現」を日々探求し子どもの生きる力をはぐくむ環境づくりに努めています。保育の特徴として、「一人ひとりの個性を大切に、子ども中心とした保育を行うために、保育士、栄養士から事務員まで、さまざまな専門家が1つのチームとして取り組み、『チーム保育』を実践しています」などを重要事項説明書に明記し保護者に周知しています。保育室には発達に見合った保育環境を整備し、0歳児室には畳のコーナーがあり、手作りのおもちゃを取り入れ、各クラスには木製の絵本棚と遊具棚などが子どもの目線に合わせて設置されています。また、テーブル、椅子、パーテーションなどは木製で木の温もりが感じられる環境になっています。園の行事、「運動会」や「夏祭り」では子どもが中心になり、自発性を発揮し活動できるように工夫しています。季節により水遊びや散歩などで異年齢がかかわり、子ども一人ひとりの発達や成長に即した興味のある遊びが展開され、これらの活動が保育方針の実現につながっています。また、今年度から外部講師による体操教室(3～5歳児)を月2回実施し、組体操やバレー演技などを運動会で披露するなど、子どもたちは意欲的に取り組んでいます。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>当園は、「お散歩を通して季節の移り変わりを五感で感じ、好奇心を引き出します」とし、近隣の特徴ある公園などを活用した戸外活動を積極的に取り入れています。天気の良い日には、「お散歩チェック表」を提出し、年齢や目的に応じて散歩に出かけ、また、4、5歳児は大型バスで遠足を体験し、自然と触れ合いながら四季を感じ感性をはぐくんでいます。各保育室には子どもたちの作品が飾られ、季節感が満載でした。また、散歩の行き帰りの際には交通ルールを指導し近隣の方々とあいさつを交わすなど、マナーも身につけながら楽しんでいます。さらに園の隣にある大型商業施設のイベント「お花プロジェクト」に参加し、「ハロウィン集会」や今年度は中学校の体育館を借りて「夏祭り」を行い、卒園児や地域の方々を招待して交流を広げています。また、2～5歳児は図書館の「読み聞かせ」に参加し、小中学校や消防署、警察署との連携など、地域社会とのかかわりを取り入れています。季節の行事や毎月の誕生日会で「今月の歌」を取り入れ、歌詞を通して季節を感じられるよう継続しています。こうした体験が、子どもたちの生活に変化や潤いを与え、保育理念「豊かに生きる力を育てる」ことにつながっています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育基本マニュアルの保育マインドの項目に「人との関わり、つながりを大切に保育」を掲げ、重要事項説明書にも、当園の保育の特徴として明記し、人間関係の育成に配慮しながら日々の保育に取り組んでいます。また、保育者も環境の一つと考え、常に子どもたちに優しく接し、大切に見守られていることを感じられる保育を目標に進めています。保護者には、「家庭的な保育、楽しい雰囲気の中で子どものやる気を大切にし、自信へと導きたい」ということを周知し、園全体で取り組んでいます。朝7～8時と夕方16～19時の合同保育の時間帯を大切に捉え、異年齢の子ども同士がかかわることで、自然と交流が生まれるよう配慮しています。また、月案に「長時間保育」を位置づけ、子どもたちはきょうだいのようにかかわり、いろいろな遊びを通してつながりを深めています。園の行事、「運動会」や「夏祭り」「生活発表会」などを通して、年下の子どもは年上の子どものまねをするなどして憧れの気持ちが芽生え、年下の子どもへの思いやりがはぐくまれています。特に子ども同士のトラブルについては、双方の気持ちを考慮し子ども同士で解決できるよう援助しています。3～5歳児は、意図的に異年齢児合同での保育を計画し、遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮し、楽しい保育が展開されていることをうかがうことができました。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別に配慮を必要とする子どもには、支援児年間計画・月案「個別指導計画(支援)」を作成し、みんなといっしょに行動できるよう、必要に応じて職員が援助しています。入園面接で保護者から得た子どもの情報は、児童票などに記録しています。障がいの状況に応じて職員を配置し、1対1のきめ細かな対応と支援に努めています。また、障がい児保育に関する研修にも参加し、研修受講後、「研修記録・報告書」を提出し、職員会議で知識を深め、安全に、安心して生活できるよう配慮しています。そのほか年2回、市のこども発達センターの職員による施設支援の巡回指導を受けています。また、子どもが通院している機関からは保護者を通して園生活に必要な助言を受け、保育に生かしています。必要に応じて園長や担任が訓練機関を見学したり、園での子どもの姿を保護者に適切に伝えるなど、連携を密に行っています。これらの情報は、担任だけでなく職種間で共有し、協力体制を整え取り組んでいます。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>長時間保育については、月案に「長時間保育」の項目を設け、計画的にねらい、内容、反省・評価を行い、子どもが安心して過ごせるよう配慮しています。家庭での子どもの様子は、0～2歳児は「連絡帳」で情報交換し、3歳児以上は「個人ノート」と「クラスノート」で把握し、園での様子を記録し家庭と園の連携を密に行っています。また、職員同士の引き継ぎは、「伝達ノート」を活用し、各クラスの子どもの様子は「健康観察記録」に記載し、伝え漏れのないように工夫しています。日々保護者に子どもたちの様子をていねいに伝えるなど、保護者の安心感と信頼関係の構築に努めています。また、長時間を園で過ごす子どもの保育環境として、「安心して過ごせる生活の場の確保」として、環境作りに配慮しています。0歳児は18時まで同じ部屋で、1、2歳児と3～5歳児は分かれて過ごし、18時からは2歳児室で1～5歳児がきょうだいのようにくつろぎ、安定して過ごせるよう配慮しています。遊びのコーナーにはブロックや絵本、おもちゃなど静的な遊びを用意し、適切な環境が整備されています。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>日ごろより保護者とのコミュニケーションを大事に捉え、職員はコミュニケーションスキルを研修で学び、信頼関係の構築に努めています。特に登降園時には日常的に家庭での生活、園での様子を連絡帳やクラスノートなどで情報交換し、保護者の安心感につなげています。職員同士の引き継ぎは「伝達ノート」や「健康観察記録」を通して行い子どもの様子を保護者に知らせ、3～5歳児はクラスノートを活用し、家庭での子どもとの会話を増やしてもらえよう配慮しています。また、保護者会、保育参観、運営委員会、個人面談などを行い、園の情報は、毎月の「えんだより」や「給食だより」、「ほけんだより」などで知らせています。そのほか、園長は私立保育園園長会、地域の幼保小合同会議に参加して情報交換し、必要に応じて職員会議や保護者には「えんだより」で情報を提供しています。また、小学校と連携しながら、5歳児は授業参観や行事見学などに参加し積極的に取り組んでいます。保護者からの要望に応じ、保護者参観の期間を1週間から2週間に延ばすなど配慮していますが、今回の利用者調査結果から、試食会の希望や「保護者が参加できる場を、もう少し増やして欲しい」という意見が複数寄せられていることから、これらの要望について職員と検討され、運営委員会や保護者会などで今後の方針について、説明されることをお勧めします。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保健年間計画に基づき、子どもの健康状態や疾病等の健康状態を把握し、児童票の「感染症欠席状況・健康観察記録」や「健康状態記録」などに記録しています。看護師は、朝、昼、夕方、各クラスを巡回し、子どもの心身の状態を観察し、健康増進に努めています。また、その日のけがや病気などについては、保健日誌に記載しています。子どもの健康について嘱託医と連携し、内科健診は年2回、歯科健診と尿検査(3～5歳児)は年1回行い、市の歯科衛生士による指導も実施しています。そのほか毎月、身長や体重測定を行い、結果を「身体測定表」に記録し保護者に知らせています。不適切な養育や虐待については、市の「子ども虐待予防・対策マニュアル」の冊子などを活用し、関係機関と連携し早期発見に努めています。虐待の疑いのある子どもを発見したときには、速やかに報告・記録する体制が整備され、職員は園内研修を受講し予防に取り組んでいます。保健年間計画は、2か月ごとに期の反省評価を行い、次期につなげています。また、事故防止チェック表を年齢別に作成し、ヒヤリ・ハットや散歩中のけが・急病時の対応などをフローチャートにして掲示するなど、今回の利用者調査結果からも満足度の高い評価を得ています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>看護師は、保護者と連携し家庭での健康状態を把握し、子ども一人ひとりの健康観察を行い適切な対応に努めています。感染症が発生した場合、保健マニュアルに基づき、速やかに掲示し予防と早期発見に努めています。感染症情報については、保護者の要望に応え、玄関ホールに、各クラスの状況が一目でわかるように一覧表を掲示しています。また、保育中のけが、特に首から上のけがについては、原則的に受診を徹底し、その後事故簿に記録するとともに、保護者に報告しています。そのほか、毎月「ほけんだより」などで、感染症の予防や季節に流行する情報をタイムリーに提供し、保護者の安心感につなげています。感染症の発生予防については、子どもに手洗い、うがいの徹底を励行し、トイレにはペーパータオルを設置するなど配慮しています。看護師は、職員に衛生関連の園内研修を行い、処理手順をマニュアルに記載し、また常に嘔吐処理道具など一式整備し、拡大防止を徹底しています。事務室には、「救急時連絡病院」一覧表が掲示され、また、「園での体調不良」や「園でのお薬のお預かりについて」などは、入園時に配付している「ご利用案内」に明記されています。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、入園時、児童票で保護者に周知し、園では「睡眠時チェック表」にて0歳児は5分、1、2歳児は10分、3歳児以上は15分間隔で睡眠チェックを行い、うつぶせ寝などに注意し予防に努めています。</p>		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽めるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>「年間食育計画書」に毎月の行事、予定行事食、献立作成の留意点、園のねらい、食育活動・目標、クッキングなどが記載され、計画的に実施しています。また、給食関係や食物アレルギー対応マニュアルを整備し内容は充実しています。入園前の子どもの摂取した食品状況は、「児童票」(0歳児用・1歳児以上)の「食品調査票」で詳細に把握し、きめ細かく対応しています。子どもたちは、年齢に応じてそら豆やとうもろこしに触れたり、皮むきやポテトサラダづくりなどクッキングを体験したり、食材の三食食品群や夏野菜の種類、効能を知るなど楽しみながら実践しています。また、子どもたちは給食のお手伝いなどを通して、食材や調理職員への感謝の気持ちをはぐくみ、偏食の改善にもつなげています。献立は2週間サイクルで、季節や旬の素材、バランス、彩りなどを考慮し、温かいものを温かいうちにいただき、おやつも全て手作りで、給食が楽しみになるよう工夫しています。毎月「給食だより」や献立表(離乳食、昼食、夕食)などを保護者に配付し、食材の産地一覧表を作成するなど、安全・安心の食材を提供しています。食物アレルギーのある子どもへの対応は、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、医師の指示のもと、園長、栄養士、看護師、担任が連携して対応しています。保護者とは、除去食品や代替メニューについて、毎月面談を行っています。食事の提供時には、座る位置を決め、トレーや食器の色を変え、除去品目カードなどを用意し、細心の注意のもと誤食防止に努めています。本社主催の給食「表彰状最優秀賞」を受賞し、今回の利用者調査結果でも、満足度の高い評価を得ています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「安全衛生管理マニュアル」を作成し、施設内外の設備及び用具やおもちゃなどの衛生管理に努め、安心して生活できる環境整備に努めています。特に、園内は木製家具を中心に整理、整頓され、温かみと清潔感があり、常に快適な温度と湿度が保たれています。子どもが長時間生活する場所として、常に清潔を保つため清掃に力を入れています。各点検担当者は定期的にベビーカーやおもちゃを清潔に保ち、破損を点検するなど安全に配慮していますが、特に乳児クラスでは消毒を毎日するようにしています。全クラスの手洗い場には、「さあ、みんなで手をあらおう！」として手の洗い方をわかりやすく掲示し、看護師によるうがい、手洗いの指導を行っています。特に遊んだ後や給食前には、職員が子どもたちといっしょに手洗い、うがいを実施し、清潔に保つことを身につけられるよう指導しています。また、トイレ、着替えなどは子どもの発達状況に応じて援助しています。環境及び衛生管理について適切に行われ、保護者に安心感をあたえています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「保育基本マニュアル」には、「事故発生時の対応について」が明記され、速やかに対応できるよう全職員に徹底しています。また「危機管理マニュアル」を整備し、ヒヤリ・ハットや事故記録簿をもとに、そのつど報告や注意喚起を行い、全職員で事故発生原因などを把握し、再発防止に取り組んでいます。「事故防止チェック表」はクラス別に作成し、園内や屋上などの環境整備を行っています。毎日の清掃時に安全点検を行い、子どもたちが遊ぶ前に職員が遊具の点検をして危険物がないか確認を行い、屋上など子どもたちが安全で安心して遊べるように配慮しています。子どものけがなどの情報は、毎日、早番と遅番の職員を含む全職員が、園独自の「伝達ノート」「健康観察記録」に記載し、職員が連携して保護者に伝え、園長も確認しています。外部からの不審者対策については、1階の玄関と2階の入り口のドアは、オートロックで登録されたカードでしか解除できないシステムになっています。また、本部から「事故・怪我対応内容」「ご意見対応内容」について報告を受けた際には、参考にして再発防止に努めています。なお、各クラスでは、年齢別「事故防止チェック表」や「ヒヤリ・ハット」の報告を活用し、日々の点検により事故防止の減少につなげています。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地震、津波、火災等に対応した緊急対策マニュアルを作成し、非常災害時には子どもと保護者の安全確認を優先し、保護者や職員に向けた「災害時連絡システム」を導入しています。「地震対応マニュアル」に基づき、子ども用防災頭巾や職員のヘルメットなどを備えています。また、地震、津波、火災等の発生を想定した避難訓練は、市の担当課や消防署と連携し、計画的に毎月実施しています。職員は、年1回計画的に消防署の指導を受け初期消火訓練を行い、子どもたちも職員の指示に従って参加し、身を守る訓練をしています。保護者は各自で災害対策カードを持ち、混乱防止対策にも工夫しています。保護者及び職員の安否確認方法として、一斉メールの活用のほか、NTT伝言ダイヤル、災害時専用ダイヤルが設定されています。保護者の引き渡し訓練について、今年度は避難場所である中学校の校庭で行い、津波訓練については、自治会や住民の協力を得て、迅速な安全対策を常に検討しています。さらに避難経路についても各クラスに掲示し、備蓄用品は園の倉庫に保管し、担当者が定期的に使用期限や破損の有無などを点検するなど、非常災害発生時の対策を適切に行っています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 □子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の見学希望者の対応は園長が行い、育児の悩みなどの相談に対して、親身になって助言や援助を行い安心感につなげています。その中で、園行事にお誘いし、園の特徴などを知ってもらう良い機会にしています。また、同じ敷地に大型商業施設が併設されており、子どもたちが楽しめるイベントや地域の方々といっしょに参加できる催しを通して、交流を深めています。実習生の受け入れについては、中学生の体験学習や大学生の受け入れなどに積極的に取り組んでいます。開園して3年目を迎え、園長は、地域のイベントに積極的に参加し、今後は施設開放や体験保育など、保育士や看護師、栄養士などの園の持っている専門性を生かし、職員体制を整え、子育て家庭への保育所機能や交流の場を提供することを前向きに検討しています。さらに地域ニーズを把握し、地域に根ざした子育て施設としての役割を果たせるよう努力しています。</p>		

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	3	1	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。		4	0			
災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。		5	0			
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	1			
計				127	2		